

令和3年度 第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会 議事録

日 時：令和3年11月8日（月） 午前10時00分～午前11時45分

場 所：日野市505会議室

出席委員：福田委員長、小田川副委員長、加藤委員、星野委員、藤浪委員、阿部委員、山口委員、中村委員、小林委員、高橋委員、村田委員、中田委員、山下委員【13名全員出席】

事務局：兼子参事、簗野センター長、阿部係長、稲葉係長、鳥井山係長、小林主査、吉岡主任、川久保会計年度任用職員

【配布資料】

資料1. 令和3年度第1四半期進捗状況及び資料、フードパントリー利用実績一覧
別冊ファイル 日野市子どもの生活実態調査結果、日野市子どもの貧困率の推計結果
2021年度日野市税務・社会保障データを用いた子供の貧困率の推計報告書（取扱注意）

資料2. 意見・修正案等一覧及び補足資料①、②

その他資料 日野市広報の抜粋
基本方針見直しスケジュール案

◇次第内容

- (1) 令和3年度第1四半期進捗状況について…資料1
- (2) 調査結果（子どもの生活実態・子どもの貧困率）…別冊ファイル
 - ・関連団体の活動内容調査結果について…補足資料①
 - ・指標に係る調査結果について…補足資料②
- (3) 基本方針の見直しに係る調査結果について…資料2
- (4) その他

1. 開 会

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため傍聴者はなし
- ・事務局（簗野センター長）より委員の出欠の報告及び会議の成立を宣言した。

事務局：定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度 第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会を開催いたします。事務局のセーフティネットコールセンター長の簗野でございます。本日は、大変ご多用のところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。本日は、山口委員がまだ見えていないようですが、12名の方のご出席をいただき過半数を超えていますので、日野

市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱第6条第3項により会議は成立しておりますので、よろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に、事務局の人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。セーフティネット係長が、髙原に代わりまして阿部が着任いたしましたので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(山口委員到着)

事務局：セーフティネット係長の阿部でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の開催にあたりましては、事前に資料の配布が間に合いませんでした。申し訳ございませんでした。また、本日は新型コロナウイルス感染症予防のため庁内委員が参加しておりませんが、先日の10月20日に庁内連絡会を開催いたしまして、主だった内容については共有しておりますので、あらかじめご了承ください。

それではお手元の資料の確認をお願ひいたします。

一番目に本日の次第です。

その次はA3横の二つ折りになっており、右上に「資料1」、左上に「令和3年度第1四半期進捗状況」とあるものでございます。その下に「令和3年度第2回日野市子どもの貧困対策推進委員会資料」と書かれたものです。次にカラー刷りの「日野市フードパントリー日野利用実績一覧」となっておりますA4横の表です。

その次と次はピンクのファイルに綴じてあります「日野市子どもの生活実態調査結果」「日野市子どもの貧困率の推計結果」と、「取扱注意」と書かれた「2021年度日野市税務・社会保障データを用いた子供の貧困率の推計報告書」というものです。

次にA3横二つ折りにした右上に「補足資料①」とあります資料です。その次にA4縦型右上に「補足資料②」とありますものです。その下が、A3縦型の「意見・修正案等一覧」右上に小さく「資料2」と書いてあります。

それから、その下が、マーカーで囲ってあります「日野市広報の写し」、市長のコラムになります。最後にカラー刷りになっております「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針見直しスケジュール(案)」A4縦型1枚のものです。

以上ですが、ご確認いただいて、過不足がある方がいらっしゃいましたら挙手いただきますようお願いいたします。

資料はそろっているようですので、議事進行については福田委員長にお願ひいたします。

委員長よろしくお願ひいたします。

2. 会議内容

(1) 令和3年度第1四半期進捗状況について

- ・事務局からの資料1の説明に対し、各委員から意見等をいただいた。

福田委員長：明星大学の福田です。どうぞよろしくお願ひいたします。今日はかなり膨大な資料がございますが、時間内に進めたいと思いますので、ご協力をお願ひいたします。それでは、次第に沿って進めてまいります。

はじめに、傍聴についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今回の会議の傍聴はご遠慮いただいております。

それでは、まず次第（１）「令和３年度第１四半期進捗状況について」です。

事務局、お願いいたします。

事務局：それでは、次第１「令和３年度 第１四半期における施策推進状況」について、事務局の旗野から説明させていただきます。

恐れ入ります、資料１、Ａ３横書きの資料「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」をご覧ください。

『５つの基本的方向性』、『76 の新規・拡充事業』につきまして、令和３年度第一四半期、７月末までの状況につきまして、各担当部署における事業進捗状況を整理したものになります。進捗状況につきましては、６月２２日の第１回の当推進委員会にて、令和２年度末、令和３年３月までの状況につきまして、ご報告、また共有させていただき、ご意見等を募らせていただいたところです。

今回の進捗のご報告につきましては、令和３年度の初頭という期間であり、令和２年度末の状況と、大きく進展した事業はない状況です。

また、時間の制約もございますので、詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。そのため、本日は、動きのあった事業のうち、２事業を抜粋してご報告させていただき、共有、また、ご意見をいただければと思います。

まずは１事業目、資料１の３ページ目、施策項目２の「生活環境に配慮した学習支援」のうち、上から２行目、事業名は「③生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大」、具体的には、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」、通称「ほっとも」についてでございます。恐れ入ります、資料１の補足資料といたしましてＡ４、２枚綴りの資料を併せてご覧ください。

基本方針における目標は、８つの中学校区に設置。令和３年度の実施内容は、利用者が定員に達しておらず、これまでの課題を検証し、資料１、前ページの最下段『放課後学習支援事業』などとの関係性も考慮し、「どのような形態で拡充していくか検討する」としているところです。

また、進捗の確認期間である令和３年度第１四半期を含めて、緊急事態宣言下、「ほっとも」については利用者を２班に分け、時間を繰り上げて短縮という体制を基本に、感染防止対策を図ってきたところで、受託事業者の方の協力のもと、事業は止めずに乗り切れた状況です。現在、「ほっとも」は、Ａ４資料のとおり、４か所で実施しています。事業の現状及び課題等についてですが、令和３年１１月現在、定員１００名目途のところ、７４名の小中高生が利用しています。

事業への「つながり方」については、Ａ４資料（１）の①のとおり、関係部署からの推薦をいただき、セーフティネットコールセンターで利用について検討したうえで利用決定をしているところです。

通所する子どもの状況については、その下、②のとおり、経済的課題のみでなく、家庭環境など、多くの課題を抱えた、家庭に居場所がないといった深刻な生活状況の、さまざまな支

援が必要な子どもとなっております。

支援の現場の声も随時、また、定期的にお伺いしながら、普段から支援上の課題などを状況共有しながら事業を進めているところです。

④の課題ですが、一番の課題は、事業運営の現場には「高い福祉の知見や対人援助技術などが必須」であることです。加えて、複数の業種が連携し、重層的支援が必要で、早期の支援開始、長期の伴走、見守りなどが必須であることです。

以上から、委託事業とした場合に、受託者には、支援上の資質、資力が必須という中、その担い手に限りがあるということです。

その下、(2) 今後の拡充等についてですが、セーフティネットコールセンターでは、方針の目標は重視しつつも、併せて今申し上げましたような課題の検証もして、増設の検討は4か所合計の定員のみにとらわれず、利用希望の子どもや家庭のニーズ、ニーズのある地域といった現状の分析をして、業者選定など丁寧に検討し進めていければと考えている状況です。具体的な実施状況、また、各実施場所の状況につきましては、2ページ、3ページのとおりとなっております。

本日、委員の皆様には、進捗状況と併せて、1か所目の開設から6年間経過したところですので、事業に対する検証として、この後、評価、増設に向けた考え方など、是非ご意見をいただければと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

進捗のご説明まで、進めさせていただきます。

続きまして、2事業目、A3資料では8ページ目の最上段、基本的方向性2、施策項目1、「食習慣の改善、食事提供等の支援」、事業名は「③食習慣の改善に取り組む団体等への運営等支援」です。セーフティネットコールセンターの令和3年度の目標は「フードバンク団体の活動への下支えの実施」です。取り組み内容は「フードパントリー利用者が、食の問題だけで生活を改善できているのか探り、真に必要な支援に繋ぐ」ということとしております。具体的実施状況につきましては、恐れ入ります、別紙の補足資料として、A4の横書き、両面、カラー刷の表題が「フードパントリー日野 利用実績一覧」をご覧ください。

表が令和3年度の状況、裏面が令和2年度の状況となっております。

コロナ禍により、食品パッケージ、いくつかのものをセットしたのですが、配布数は令和2年の5月、第1回目の緊急事態宣言下をピークにして、令和3年度に入っても高い水準を維持しており、食の支援の需要が高い状況です。

子どもに係る部分としては、3年度の表の中断より、やや下、緑色部分の主に「ひとり親」という部分になりますが、世帯別では需要の多い世帯類型となっております。

続きまして、令和3年度の表の下段、黄色部分、「相談先が分からない」というところでも分かるとおり、事業目標達成には、食品配布時の丁寧な面接や声掛けなどの支援が重要な状況です。

また、令和3年度の表の上段、水色部分ですが、令和2年まで6か所で行っていましたが、令和3年度の7月から、多摩川苑と児童館が追加されました。

特に児童館につきましては、対象は「子どものいる世帯」に限り、3か所の基幹型児童館と「みさわ児童館」の4か所で食品パッケージの配布が開始されたところです。

なお、コロナ禍による配布量の増加に対する運営団体への下支えとして、これまで年間 60 万円を上限に補助していましたが、令和 3 年度は 90 万円の増額を行い、引き続き方針に沿った事業を行っている状況です。

以上、2 点につきまして、「方針の進捗状況」の抜粋として、ご報告させていただきました。ご質問、ご不明点、また、「ほっとも」につきまして、ご評価、ご意見等、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、他部署の委員が出席しておりませんので、他部署担当の内容につきましては、いったん、ご質問等をお預かりさせていただき、担当部署へ確認のうえ、後日、お答えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福田委員長：ありがとうございます。抜粋のところということで、2 点重要なところをご説明いただきました。「子どもの学習生活支援事業」及び「フードバンクの活動支援」ということですが、委員の皆様からご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

阿部委員：社会教育協会の阿部です。「ほっとも」の事業を 1 か所受託しております。受託事業者の立場からの現状で、意見を伝えさせていただければと思います。資料の 1 ページ目のところの「ほっとも」を中学から利用するお子さんの課題が重篤化しているということは、現場でも感じていることで、受験というタイミングに合わせてどのように支援をもっていけるのか、いつも困難を抱えながら実施しているところです。課題をクリアして高校に進学してちゃんと行き始めているお子さんもいるのですが、一方で、高校に行けたのですが、高校でもなかなか改善が図れないということで、6 年実施していて、私どもでは 5 年目なのですが、高校を卒業するタイミングにきているお子さんもいる中で、この子たちをどうやって社会につながっていくのか、どのようにしていくのがいいのか、現場で困惑というか、課題があるなど思っているところです。今後、ユース世代への支援にもっと手をかけていく必要があると感じています。

事務局：「ほっとも」については、当初小中学生が対象だったのですが、小中学生で利用されていたお子さんについては、高校に入学されても引き続き伴走しています。今のご意見については、その先の橋渡しということですね。分かりました。今のご意見を参考にさせていただきます。ありがとうございます。

小田川副委員長：今のご意見に関連してですが、ユース世代への支援というのは、実は大変重要なのではないかと考えております。今日の資料でも後程あるのかもしれませんが、国民生活基礎調査の最新のデータの分析したものを拝見しますと、やはり高校生世代、10 代の後半の貧困率が非常に高くなっているのですね。ですので、その世代の困窮家庭への支援、高校生、大学生ぐらいへの支援というのが無視できないようになってきているのではないかと考えます。つまり所得が低いということですので、そういう所得が低いご家庭を地域でどう支援できるのか、これは基礎自治体ではなかなかカバーしてこなかった対象だと思いますが、個々を放置するわけにもいきません。今後しっかり受け止める課題かなと思います。

それから、今お話くださった、高校を卒業した後どうつなげていくかということですが、これもですね、基礎自治体としては、おそらくこれまでになかった事業を考えなければならぬ課題なのかなと思います。一方で、この領域は、もしかすると、社会的養護の若

者のアフターケア事業の範疇に入るといふふうに思います。この社会的養護のアフターケア、つまり自立支援事業、こちらも自治体で検討して実施していかなければならない事業になってきていると思います。そのあたりも併せて検討していければと思います。

福田委員長：ほかにご意見・ご質問がございますでしょうか。

藤浪委員：高校生以上への支援ということについては、今私も痛感しているところです。私は「仲田の森」というプレイパークをやり始めてもう13年目になるのですが、最初に来はじめた子どもたちが今高校生、就職という段階になっていて、その子どもたちが今6時くらいから来て、大人とか私たちスタッフとか、子ども同士でしゃべって帰るのです。プレイパークなので、外で暗くなって真っ暗な中でしゃべっているのですが、雨の日でも来るのです。倉庫と倉庫の間に少し屋根がついているので、屋根の下でしゃべっているのです。話を聞くと、高校生が溜まっておしゃべりをする場があまりないのですね。今先進的なところでは、高校の中にカフェをつくっているところがあると聞きましたが、そういったつぶやきの中から、こういうことを考えているのではとか聞ける。高校生とか、就職して今研修期間なんだとか、スーツを着て帰ってきて着替えて来る子もいて、そういう親以外の大人と出会える場所、それは、小学生でも中学生でも、高校生でも、また社会人になっても必要だと今感じています。ただ、それを保証出来るというか、場所がなくて、スタバとか、どこかお金のかかるところに行ってお金を使って集まるしかない。コンビニの前でたむろしていると怒られちゃう。しゃべりたいけれどしゃべる場所が無くて、夜7時過ぎまでしゃべっている姿を見かけると、やはり何とか大人が工夫してつくっていけないかなと思っています。仕組みは大事だと思いますが、仕組みの底にあるものを市民で何とか作っていけないものかと思っています。

福田委員長：貴重なご意見ありがとうございました。

加藤委員：質問が2つございます。

A4版の資料の下の方の④で「ほっとも」のことに書いてあります「連鎖を断ち切るためには他業種が連携し」という文言がありますが、他業種といったことに対して、具体的なお考えがあるのでしょうか。

もうひとつは、フードパントリーの利用実績一覧のところ、児童館にパッケージを置くということです。子どもたちにとって身近な場所なので良かったと思いますが、利用状況が始めたばかりでということもありますが、1件ということになっております。どのような状況なのか具体的にお教えいただきたいと思います。

そしてまた、「ほっとも」のご活動で大変皆さんためになっているということはよくわかりました。そのうえで、意見といたしましては、少し前ですが、OECDのメキシコの調査で、貧困のご家庭のお子様の幼児教育の充実を図った結果、生涯所得がその後上がっていったという報告がございました。そしてこのような活動に結び付いたのではなかろうかと思っています。そういった視点をもった場合に、お子様の、先ほど高校生の方が社会におでになる時に困難があると聞きました。高校生になって、さ一どうしましょうということも、もちろん手立てとしては大切だとは思いますが、幼児教育、0歳児からの親子の関わり、コミュニケーションは始まっていると、そういうところで何か手立てがないものかと。金銭面での支援という

のは、だいぶ行き届いていると思います。質の面で何かできることがあるのではないかと考えているところでございます。

福田委員長：関連事項として事務局、お願いいたします。

事務局：まず一点ですね。多業種の部分ですが、「ほっとも」のことだけではないのですが、例えばその家庭が生活保護を受けている、虐待、ネグレクトの課題がある、ひとり親である、健康上心身ともにケアが必要だとなってくると、具体的にはその関連する担当課がしっかりコーディネートして関わって行って総合的に支援していくということです。多業種が役割分担をして、各々の支援をしっかり進めていくということです。具体的には事例ごとに違ってまいります。

次に、フードパントリーの児童館のことですが、7月から児童館での配布の取り組みを始めています。周知がきちんと行き届くまでは時間がかかるということと、子育て世代を対象とするものなので、件数が伸びないということは、まだ浸透していないととらえています。担当課である子育て課と連携してしっかり周知をしていければと思っています。

幼児教育については、これから見直していく子どもの貧困対策の方針に盛り込んでいけると事務局では思いますが、今後の部分ですので、ここでは答えきれないところです。

中田委員：子ども部長の中田でございます。補足をさせていただければと思います。まず先ほどのご質問のユース世代への支援ということです。行政としても非常に大きな課題であると認識しております。これから整備が進んでいきます子ども包括支援センターの目玉事業の1つとして、中学校卒業後の支援を今検討している状況でございます。市役所の関係部署の職員、児童館の職員ですとか、いろいろな関係者とどんな支援ができるのか、場所のこと、学習のことなどを含めて検討をしているところです。「ほっとも」の伴走という話もありましたが、そこの連携ということも重要になってくるかと思えます。

幼児期の母子との関わりの重要性という部分では、この4月に市の組織改編が行われまして、これまで健康福祉部の健康課にありました母子保健を担当する部署が、子ども部の子ども包括支援センターの一係に再編されました。乳児期の母子との関係とか、子ども包括支援センターですので虐待が中心になるのですが、そういった視点での関わりということで、トータルでそのほかもサポートしていく、ハイリスクアプローチは特に重要かと思っておりますので、そういう組織改編が行われました。

村田委員：教育部長の村田です。先ほど幼児教育のお話をいただきました。年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えると思います。幼稚園や保育所等の充実が貧困の世代間の連鎖を断ち切ることにもつながると考えております。日野市は公立の幼稚園をもっておりますので、幼児教育につきましては、今後検討してより充実していくことを考えていきたいと思えます。

山口委員：フードバンクの山口です。先ほど事務局からお話がありました児童館の件ですが、全体のフードパントリーの広報の中には児童館が入っていなかったんですね。何とか児童館に高齢者の方が来るということはあまり好ましくないということがありまして、積極的には全体のフードパントリーの広報には入れていなかったということも一因かと思えます。

もう一つは、フードパントリーがちょうど3年目に入りまして、ある程度わかってきたことが

あります。それは、ひとり親家庭あるいは子育て世帯の方々と高齢者の二極化している感覚なのです。今年は約 1300 件に及ぶのではないと思われ。このままいきますと、たぶん先ほどの補助金をいただくことは大変ありがたいのですが、なかなか財政上うちで負担していくことは難しくなりうる可能性があります。今後、社会福祉協議会あるいはセーフティネットさんとも打合せを兼ねながら、どういう形が望ましいのかを検討してまいりたいと思っております。フードパントリーを立ち上げた当初はコロナのことを考えておりませんでした。最初は月に 10 か 20 といった件数だったのですが、それが 10 倍になってきました。これは落ちることではないのではないかと。当初は日野市の小口貸付で来た方が大部分を占めていたわけですが、落ち着いてきても、こういうサービスがあるなら非常にいいなという感触を持っている方が非常に多いし、またその情報が様々なところに波及していきますので、落ちることはなくて、微増ですが、伸びていこうかなと思っております。その点をよく考えていかなければならないと思っております。今後ともしっかりと対応していきたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いしたいと思います。

福田委員長：進行の都合もございまして、もしご意見等ございましたら、また事務局の方に書面あるいは口頭でお伝えいただきたいと思います。

(2) 調査結果「子どもの生活実態・子どもの貧困率」について

・事務局（旗野センター長）が別冊ファイルの資料に基づき説明を行い、各委員から意見等をいただいた。

福田委員長：続いて議事を進めます。次第（2）として調査結果の報告をお願いしたいと思います。「子どもの生活実態」「子どもの貧困率」について事務局から説明があります。

事務局：それでは、次第（2）の「子どもの生活実態調査」、「貧困率の推計結果」等につきまして、ご説明させていただきます。

資料は、ピンク色のファイルと「取扱注意」と右上に表記させていただきました、A4、7枚綴りの貧困率推計結果の元の資料である「報告書」、地域等で行われている活動の「関連団体活動内容調査結果」及び「子供の貧困に関する指標」になります。

ピンク色ファイルには、「子どもの生活実態調査」につきましての①「概要版」、②と③が本体部分となる「集計・分析結果」「自由記述結果」を綴っております。

また、貧困率の推計報告書につきましても、続けて綴らせていただいております。

なお、「子どもの生活実態調査の集計・分析結果」につきましては、前回の第1回の当推進委員会にて、暫定版の資料をお渡しいたしました。その後、内容につきまして確認、精査させていただき、修正がございましたので、今回お配りしたものが確定版となります。

また、この実態調査、貧困率推計結果についてでございますが、当方針の見直しの基礎資料にする目的で調査等を行ったところでございますが、「子どもの貧困対策」が「社会全体で幅広く受け止め対応していくべきもの」とあるという考え方から、市民をはじめ、広く、社会の関心や理解を得ることが望ましいため、議会をはじめ、市ホームページなどでも公開させていただくものでございます。

それでは、それぞれ順にご説明させていただきます。

最初に「子どもの生活実態調査結果」でございます。恐れ入ります、ピンクのファイルをめくっていただき、「概要版」をご覧ください、説明をさせていただきます。

一番上、令和2年度は、調査の実施とその取りまとめまでを行い、令和3年度においてクロス集計などの分析、課題抽出などを行ったところでございます。

まず目的ですが、先ほど申し上げましたとおり、第一義的には「基本方針を見直すための基礎資料」とするためでございます。過去、直近は、5年前の平成28年に、東京都により、都内自治体のうち、日野市を含めた2区、2市の4自治体が抽出され、同様の調査が行われました。具体的には墨田区、豊島区、調布市、日野市でございます。

次に調査概要ですが、対象の学年は、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生相当年齢の16から17歳で、前回との比較も行えるように、東京都調査を参考としたものです。各対象者数、アンケートの回数率等につきましては、資料の表のとおりですが、高校生の回収率が低いのは、学校等を介することなく、郵送で直接、回答を依頼したことによるものと考えております。

次に、2ページ目「貧困の度合いと区分」ですが、こちらも前回調査にそって、「生活困難度」という指標のもと、「困窮層」、「周辺層」、「一般層」3つに区分し、更に「困窮」と「周辺」を「生活困難層」と区分いたしました。

次に、その下、4の「生活困難層の割合」ですが、前回調査との比較では、小中学生はやや低下、高校生はほぼ横ばいの結果となりました。

3ページ目「結果から見えた主なもの」についてです。コロナ禍の中で注目すべき点をピックアップしたのになります。まず、最上段、「父親の就労状況」についてです。前回の調査と比べて、民間企業の正社員の率が下がっております。また、逆に、無回答が増えており、コロナ禍の影響も一因とも考えられ、いずれにしても、父親の正社員の率の減少というのは、生活の不安定、また、コロナ禍の影響を受けやすい世帯が増加した状況であることに注意する必要があります。

次に、中段「必要な物品の所得状況」ですが、これも象徴的なのですが、「欲しいが持っていないもの」について、小・中学生では「自宅でインターネットにつながるパソコン」の割合が前回調査より増加していることが目立ちます。コロナ禍により、学校や塾のオンライン授業などで必要に迫られている状況と考えられる結果です。

次に、その下、「30分以上、体を動かす遊びや習い事を1週間でどれくらいしますか？」という問に対して、小学生の「困窮層」では「ほとんどしない・全くしない」が3割を超えており、これも、コロナ禍による外出自粛などの影響によって、運動不足などの支障が出ており、更に、困窮層ほどリスクが高いことに注意が必要なところでございます。

次に、4ページ目、上段「家計の状況」です。コロナ禍による家計の状況です。困窮層では食費、水道光熱費、日用品費が「とても増えた」とお答えになった方が多い状況です。これは家にいる時間が長くなったことが影響したと考えられるのですが、生活の困難に比例して影響を強く感じられている状況です。

中断は、各支援制度の利用意向です。家計の状況とも連動し、フードバンクなど、食の支援の

利用意向が高くなっている状況です。

その下、6の「ひとり親家庭の状況」についてです。困窮層、周辺層を合わせた、生活困難層と世帯構成の関係をみると、生活困難層は「母子家庭」の割合が高くなっています。これは前回の調査と同様の傾向で、母子家庭への支援の必要性が分かる結果です。

ページ移りまして、5ページ、最上段「ひとり親になった原因」ですが、こちらは「離婚」が多くなっています。

中断、離婚後の状況では、中学生、高校生の困窮層では、「養育費の取り決めを行っていない」、「取り決めはあるが受け取っていない」という状況で、「養育費を受け取っていない」という割合が高くなっています。引き続き、養育費についての相談につなげる支援の重要性が分かります。

また、最下段、母親の就労状況ですが、非正規の形態が高く、特にコロナ禍においては影響を受けやすい状況の割合が高いという結果となっています。

次に、6ページをご覧ください。

7、ヤングケアラーの状況について抜粋いたしました。前回の平成28年度に比べて、全体としては、兄弟や祖父母などの介護をするという割合は減っていますが、依然として一定数のケアラーの存在と、生活困難層ほど、その割合が高いという結果でございます。ケアラーの存在を見逃さず、今後、相談体制や関係機関連携などの具体的な支援を進めていく必要がございます。

その下、8は虐待の状況です。ここでは、虐待等について、保護者の方に、「お子さんをもってからの経験」としてアンケートした項目のうち、虐待につながる項目を抜粋した結果です。虐待リスクは生活困難度に関係して、生活困難層についてリスクが高い結果となっております。以上、実態調査の結果の概要でございます。

次に続きまして、「日野市税務・社会保障のデータを用いた子どもの貧困率の推計結果」につきまして、ご説明させていただきます。

資料の緑色の付箋部分のところをご覧ください。併せて右上に「取扱注意」と書かれた報告書をご覧ください。

緑の付箋のついている資料の3ページ目の表をご覧ください。

結論から申し上げますと、表の中断、2021年・令和3年度に行った、所得年は2020年・令和2年ですが、この年におけます「日野市の子どもの相対的貧困率」は、前回調査の2016年・平成28年に行った所得年が2015年・平成27年の率を1.1ポイント下回り、7.4%が6.3%へ、人数的にいうと13.5人に1人が15.8人に1人、2.3人減った推計となりました。

相対的貧困率については、所得を低い順に並べた中央値の2分の1のラインを貧困基準として、それに満たない世帯に属する人の占める率になります。

表の上段の全年齢、また、下段のひとり親世帯についても低下傾向でございます。

また、貧困基準につきましては、ページを戻りまして、2ページの下段(2)直近の2019年の厚労省が行った「国民生活基礎調査」における、各世帯の所得を各世帯人数の平方根で割った「等価可処分世帯所得」、年間127万円について、この間の消費者物価指数の変動で調整し、年間127万6千円として、これを基準といたしました。

全体として、2015年から2018年、また、2020年にかけて景気改善の流れにより、貧困率は改善というかたちにはなっているのですが、非常に懸念される2020年のコロナ禍の影響については、少なくとも、本推計においては明確に確認ができない状況です。ただ、コロナの悪影響は、推計結果に関わらず、実態としてあることに注意しなければならない。いわば、ねじれた結果ということは共有をさせていただきたい。また、明確に結果として反映していないという想定のもと、この結果を活用していく必要がある状況です。

続きまして、「取扱注意」とさせていただいた資料につきましては、緑の付箋資料の基の資料になります。

この資料につきましては、先ほどご説明した貧困基準について、生活保護基準を用いた結果や公営住宅など住宅形態別の貧困率といった推計結果も含まれており、公開に適さない機微なデータも含まれていることから、一般には公開はせず、推進委員の皆様、また、市では理事者のほか、庁内連絡会委員に限定して、情報共有させていただくことといたしました。よって、取扱注意、部外秘としてお取り扱いいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上、実態調査、推計結果、につきましてのご説明になります。

なお、前段の、実態調査結果につきましては、「基本方針の第2章：日野市の子どもを取り巻く現状分析」、「日野市の現状」の項に更新させていただくこととなりますのでご承知おきください。

また、地域等で行われている「関連団体活動内容の実態調査」及び「子供の貧困に関する指標」の調査状況につきましては、時間の関係でご説明を省略させていただき、お配りしてある資料のご確認をお願いいたします。

ご不明点、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

福田委員長：「日野市子どもの生活実態の結果」と「貧困率の推計結果を含めて」説明をいただきました。

これに関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

山口委員：2点質問がございます。まず、公表というのはいつ頃される予定でしょうか。併せてこの公表の時に問われるのは、これに対する貧困世帯に対するケア、市として何が出来るのか、ということをお考えなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

事務局：公表については、すでにホームページに公開しています。報道発表もすでにさせていただいたところです。しばらくたっていて、いろいろなご意見・ご質問等を想定していたのですが、今のところお問い合わせ等がない状況でございます。詳細につきましては、先ほど申し上げましたとおり、この現状に対する対応などというのは、基本方針の中に作りこんでいく想定でございます。

山口委員：データを見ていて、すごい実態だなと思いましたので、たぶん市民の間に浸透していない、キャッチできないのではないかと思います。それから、基本方針というのはあるのですが、もっとざっくりとこの貧困世帯に対する市としての支援制度といいますか、これはこうですかよとか、もっとわかりやすく開示した方がいいのではないかと思いますので、ご配慮願えればと思います。

福田委員長：ほかにご意見、ご質問はございますか。

加藤委員：今の山口委員のご指摘で、私一市民といたしまして、細やかな生活実態調査自由記述結果を

手に入れることができているので、大変よろしい公表の方法だと考えております。こちらに用意してまいりました。

福田委員長：この貴重なデータ、取扱注意となっております報告書の中に、きわめて深刻な状況が反映されている数値も見られるようです。こういうものを基礎としまして、これからのこの対策の推進を進めていくということが大きな方針だということを認識しております。この調査結果を読み込みますと、まだいろいろなご質問やご意見が出てくると思いますので、また、委員におかれましては、別途事務局の方に随時、気がついた点をご指摘いただければありがたいと思います。

あと、市民の方へ、市民の問題、さまざまな青少年の問題、子どもをとりまく厳しい現状というものを、今広報、ホームページを通して周知しているということですが、ぜひこれを幼小中高というか、学校において、子どもたちに対して、生活それから子どもたちの将来に対して、どういうことを望んでいるのか、あるいは今何に困っているのかということや、どういったことを望んでいるのか、あるいは今何に困っているのかということや、これをテンダーが聞き取りを進めていくということが併せて必要になってくるのではないかと私個人は思っております。コロナの中で生活がひっ迫困窮して余裕がないという時に、貧困の問題に目をつむりたいという心理も働くかもしれませんが、やはりここは現実を直視しつつ合理的な政策決定・方向性を決めていく必要があると考えております。

続きまして、次第（3）の方に移りたいと思います。

（3）「基本方針の見直しに係る調査結果」について

- ・事務局（篠野センター長）が資料2に基づき説明を行い、各委員から意見等をいただいた。

福田委員長：次第の（3）は「基本方針の見直しに係る調査の結果」についてでございます。事務局、お願いいたします。

事務局：それでは、次第の（3）「基本方針の見直しに係る調査の結果」につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料2、11ページの縦綴りの資料をご覧ください。

こちらは、6月の第1回推進委員会にてお話しいたしました「見直しスケジュール」に従って、8月までに、推進委員の皆様、庁内連絡会委員、また、方針に該当する事業を担当する課を含めて庁内全課に対しまして、意見、修正、変更点などを調査した結果を取りまとめたものになります。

まず初めに、資料の見方でございますが、11ページ片面綴りとなっております、方針のご意見等があった第1章～第4章までを網羅しております。

第5章の「推進体制」についてのご意見等はございませんでした。

続いて、ページ左側に方針の各項目、右に、ご意見等に対する注意点や対応策などを整理させていただいております。また、項目が多いため、一番左端に通し番号、それぞれの項目が方針のどのページに対応するかが分かるように、ページ数を記載させていただいております。

それでは、ご意見等の状況につきまして、上から順に、時間の制約がございますので、主なものにつきましてご確認させていただきます。

1ページ、最上段「方針のづくり・構造」に関しましてはご意見等ございませんでした。

方針のつくり、構造につきましては、大きく変更せず、現行の方針を踏襲していきたいと考えます。

続いて、通し番号では3番以下「第1章の基本方針策定にあたって」でございます。ご意見として、通し番号5番の横、以下、いただいております。①国の大綱の見直しなど社会的背景の変化について触れる」というご意見あります。こちらにつきましては、ページ右側、やや上、青の字で注記させていただいたとおり、令和元年6月に「子どもの貧困対策に関する法律」の一部改正があり、改正法では、その下、目的、基本理念に加え、「大綱」においては、施策の検証、評価、推進体制に関する事項が追加されたところです。以上の点については、現在の基本方針で進めてきていることに合致する内容となっていると考えております。

続いて、その下、「大綱」につきましては、法改正後の12月に改正が行われ、大きな変更点としては、3点を挙げさせていただきましたが、(1)支援が届かない、届きにくい子どもや、その家庭とつながることの重要性 (2) 外国籍、障害などの属性に対する支援の必要性が明記されたこと (3) 経済的支援だけでなく、様々な支援を組み合わせることの重要性 が言及されたことが挙げられます。

方針の背景部分につきましては、ご意見のとおり、このような点を追加して、更新、対応したと考えています。

次に②「この間の市の取り組みの成果や課題について触れる。」というご意見いただきました。この点に関しましては、対応策のとおり、大きく進んだもの、進まなかったもの、進まない原因、課題について、主なものを抽出して書き込めればと考えております。

次に③「コロナがもたらした甚大な影響を大きく取り上げる。」というご意見いただきました。こちらにつきましては、対応策の通り、虐待、ひきこもり、自殺、生理の貧困など、コロナによって浮き彫りになった影響などについて、課題を意識的に追加していければと考えております。

その下、④「国民生活基礎調査」を最新に更新する、というご意見です。対応策のとおり、該当部分について、直近の令和元年調査のとおり更新したいと考えております。

続きまして、通し番号11番「基本方針の位置づけ」部分に、「日野市子ども条例を追加する。」というご意見です。確認のうえ追加したいと考えますが、これに加えて、日野市では自殺対策として「自殺総合対策基本計画」を策定しております。子どもの自殺対策も網羅した内容となっていることと、先ほども触れたコロナ禍での子どもの自殺の増加も社会問題化していて、喫緊の課題でありますので、この計画も追加できればと考えております。

その下「基本方針の期間と見直し時期」でございます。3点のご意見をいただきました。それぞれのご意見を参考にさせていただきたいと思っております。特に、②「コロナの影響の見通しが立たないため、今後の5年間のうち、中間見直しを入れる。」という部分につきましては、具体的にどうしたらよいか対応策を検討していく重要な課題だと考えております。

続きまして、通し番号16番以下「第2章 日野市の子どもを取り巻く現状」につきましては、4点のご意見をいただいております。それぞれの内容、対応策につきましては、記載のとおりでございますが、特に、④の「ヤングケアラーの課題・実態を追加する。」というご意見につきましては、市としても、市長が自ら課題として支援の必要性を公言させていただいていると

ころでございますので、この項も含めて、追加で盛り込んでいきたいと考えております。こちらにつきましては、補足で令和3年6月1日の広報日野の市長メッセージ部分を、その他資料としてお配りさせていただいておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、通し番号22番以下、「第3章 共有すべき重要課題」につきまして、3点のご意見をいただきました。この項は、子どもの教育環境、生活、経済面、子育て、相談・支援体制について、それぞれ課題を整理した文章部分になります。①の「情報提供の在り方」につきましては、まず実態調査の中で、情報提供に係る課題が浮き彫りになっておりますので、現状として整理させていただければと考えているところです。②の「対象の18歳未満について幅を広げる必要がある」というご意見の趣旨かと思いますが、対応策のとおり、改正された法律、大綱でも、18歳以上の高等教育への支援を含めるように舵をとったところがございます。これは6月にもお話おはなししたところがございますが、この点につきまして、共有すべき課題として追加で盛り込めればと考えています。③の「ヤングケアラーを追加する。」につきましては、「生理の貧困」などの、コロナで浮彫となった課題と合わせて追加で盛り込めたらと考えております。続きまして、通し番号27番以下、ページで1ページ、2ページにまたがりませんが、「第4章 基本的な考え方及び対策」部分については、4点のご意見をいただきました。

通し番号31番、①指標部分に「子どもの生活満足度を追加する。」というご意見ですが、指標として計測方法があるか確認が必要ですが、理念的に盛り込むことも検討ができるものだと考えています。

2ページ目、②と③につきましては、目標と指標との関連性、整合性の精査等についてのご意見です。④につきましては、指標については、その変化、推移を観察、計測していくものであるため、変更すべきでないというご意見でございます。②、③、④と併せて、整理、変更等の必要性、可能であるかなど検討したいと考えております。

続きまして、少し飛びます。通し番号40番をご覧ください。指標の「塾に通わせられない割合」部分につきまして、「高校卒業後の大学等進学率、生活保護世帯の高校進学率などにしたらかどうか」というご意見いただきました。対応策のとおり、国の改正された「大綱」には、「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」という指標がございます。日野市独自でも算出が容易ものでもあり、追加の検討ができないか考えたいと思います。

その下、通し番号では42番「ひとり親の正規就業率」につきまして、「正規」にこだわる必要性についてのご意見いただきました。こちらにつきましては、対応策のとおり、国の「大綱」の指標にも該当項目があり、先ほどの実態調査結果から見えた課題についても配慮しながら指標とご意見の本質部分を整理して、おそらく正規でも収入が増えなければ意味がないということだと思うので、整理しながら変更が必要か検討したいと考えています。

少し飛びます。「基本的な方向性（目標）」に移ります。

通し番号47番「情報発信」につきましては、先ほども触れましたが、具体的事業部分でご意見が反映できる事業がないか検討したいと考えています。

その下、通し番号49番のご意見です。

この部分につきましては、「事務局がまとめた柱」というものが、どの部分なのか少し迷っているところですが、もしかすると前回のスケジュール案の裏面にコロナで見えた課題ということ

なのかもしれませんが、このところの柱というのが何なのかわからないので、後ほどで結構ですので、追加のご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

その下、通し番号 54 番「施策毎の分科会の開催や設置」というご意見です。こちらは、「第 5 章 推進体制」との内容調整ができればと考えております。

その下、②の「ヤングケアラー」、③の「コロナ対応」に関しましては、相互合わせて検討したいと思います。

少し飛んで、通し番号 59 番「相談しやすい環境、居場所づくり」のご意見に対しましては、「子ども専用の相談窓口」、また「居場所づくり」のところでご意見を反映できないか検討したいと考えております。

その下、通し番号 61 番「実態調査の授業が分からない子どもの割合は看過できない。有効な支援策の検討を」に対しましては、具体的施策がないか、確認をしたいと考えております。続きまして、3 ページ目、通し番号 72 番以下、「食習慣の改善、食事提供の支援」につきましては、4 点のご意見等いただいております。ここにつきましては、方法とか技術的、物理的、予算的に課題が多い部分です。実効性、現実性の検証をしっかりと行い、次期計画への継承を検討していきたいと考えております。

その下、通し番号 82 番「ヤングケアラーの実態把握」につきましては、この下の通し番号 90 番にも再掲しておりますが、いずれかの箇所に追加を検討したいと考えております。

その下、通し番号 83 番以下、「安心できる居場所環境の充実」につきましても、具体的事業への展開が可能かしっかり検証して、次期計画へ引き継ぎたいと考えています。

その下、通し番号 89 番、新規項目として「ヤングケアラーの実態把握を追加する。」というご意見は、先ほどの通し番号 82 番のとおりでございます。

その下、最下段、通し番号 90 「医療費負担がないのに受診が抑制されている原因の精査の必要あり」というご意見に対しましては、特に生活困難状況に比例して情報が入りづらい、制度利用につながらないという悪循環がうかがえることから、情報提供の項目で意見反映できないか確認したいと考えています。

ページをめくっていただき、4 ページをお開きください。

上の方、通し番号 99 番、同じ方向性になりますが、「高校生に対する医療費助成制度の整備」というご意見でございます。以前からの議会からの指摘事項でもありますが、事務の技術面、予算面で大きな課題がございます。具体的施策展開が可能かどうか検証して追加を検討する必要があります。関係部署と特に調整が必要な施策のひとつだと考えています。

そのページの下の方、通し番号 130 番ですが、こちらの「支援ネットワーク」部分につきましても、①「ヤングケアラー」への支援、ネットワークの支援についてご意見をいただきました。また、②関係団体が連携した「居場所づくり」についてのご意見いただきました。「居場所」つきましては、具体的施策への展開が可能かどうか確認をして追加の検討をしたいと考えております。

5 ページへお進みください。

最上段、通し番号 134 番「虐待」についての課題につきましてご意見をいただきました。対応策のとおり、「虐待防止のための見守り強化」といった具体的施策の追加が必要であると考え

ているところですが、こちらも、特に担当部署との調整が必要な重要なもののひとつであると考えております。

その下、通し番号 148 番、①も②も相談窓口の必要性に関するご意見でございます。2つとも、具体的施策として展開ができるか確認のうえ追加等を考えていきたいと思っております。

少し、飛びます。7ページへお進みください。

通し番号 202 番以下、「朝食欠食」部分です。この項目につきましては、具体的事業展開において、この間、試行錯誤した部分ですが、進められなかった課題でもございます。まずは、具体的施策に繋げるための希望などの調査などとか、できるところに戻って、取り組んでいく必要がうかがえます。関係課とも調整して決めていければと思っております。

8ページへお進みください。

上段、通し番号 227 番「ヤングケアラーの実態把握の実施」という追加意見です。講演会や研修会などにつきましては、他の施策項目への割り振りも検討して追加していく考えでございます。

その下、通し番号 243 番、学校課における「幼児教育の在り方の検討」でございます。先ほど、村田委員からもお話しいただきました。追加を検討したいと考えております。

9ページへお進みください。

通し番号 264 番、新規で、①WiFi ルータ無償貸与、②と③は生理用品の無償配布です。実態調査からも見えたところでもございますが、具体的な施策として検討していきたいと思っております。

飛びまして、11ページへお進みください。

下の方、通し番号 351 番「相談機能と連携の強化」の項になります。先ほど中田委員からもお話がありましたように、現時点では令和 5 年に開設予定の「仮称：子ども包括支援センターにおける総合相談窓口の設置」で検討中ということでございます。いずれにせよ追加したいと考えております。

時間の関係で主なものしか触れられませんでした。説明は以上でございます。

資料のとおり見直し案で検討していきたいと考えております。

なお、見直し後は、施策項目ごとに各事業と担当課が表記してありますが、可能であれば、進捗状況で標記させていただいている各事業に併せて、「各担当課が行う具体的事業」と「各担当課の最終年度における事業目標」を追加して、より実効的な計画にしていってはどうかなど事務局では考えているところですが、こういった点も含めて、ご意見また、ご不明点等ございましたら、よろしくお願いたします。

福田委員長：説明いただきました。皆様から多大な意見をいただきまして、これを集約されて、膨大な資料となったわけです。まとめていただいた事務局、本当にご苦労様でした。今ポイントをピックアップしてご説明いただいたのですが、それ以外でも、この資料をご覧になって、何かご質問やご意見ございますでしょうか。新規のものも含めて、個々の皆さんからの意見を踏まえて検討した結果、新規等もありますし、実態を踏まえた実効的な見直し計画案をこれから練っていくという段階だと思います。

星野委員：市民委員の星野と申します。資料の 148 番の①「子ども自ら相談できる窓口」とある点です。

こちらの会議に参加していて、だんだん不思議に思ってきたのは、相談イコール何かを改善したいから尋ねるということだと思のですが、子どもって、中学生ぐらいになれば相談という感覚があると思うのですが、小学生とか、それ以下の子どもというのは、相談するといった概念がないような気がします。相談というか、ひたすら話を聞いてもらいたい、それが本当に貧困のことにつながるかどうかかわからないですが、何か変だなというのを聞いてもらえるような形で、相談というよりは寄りそって話を聞くような形の窓口というか、機関があつたらいいのかなと思います。情報発信というのではないですが、小学生とか幼稚園生や保育園児などは、家の中の自分もやもやしている、なんか変だなと感じていることを発信できるのではないかなと思います。そういうのを拾うことによって、貧困というところに結びつくのかもしれないし、こうしたことをキャッチしていただくのが、専門家の方のお仕事になるのかなと。相談ということで、子どもをひとくくりにして、相談行きなさいというのはちょっと無理があるような気がします。今後、そこを取りこぼしが無いような形で支援をしていただけたら、小さいお子さんへの対応になるかと思えます。先ほど、加藤委員も幼児教育が大切だということをおっしゃっていたのですが、幼児の時の気持ち、心の行き先、自分の中でもやもやしているものをしっかり吐き出せていない、自分だけがかかえているということは、すごく今後の成長につながると思うのです。そこを専門家の方がアプローチすることで、拾っていただけるような体制というのもご検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

福田委員長：子ども部長、お願いいたします。

中田委員：ただ今のご意見についてですが、別の会議体がある「子ども子育て支援会議」で子ども条例に関することについて議論を始めている最中です。その中でまさに今ご指摘いただいたご意見が出ております。年齢によっても違うでしょうが、やはり小学校低学年、それよりも小さなお子様については、話ができる環境が大事だねという話が出ています。今も地域の中では、児童館をはじめいろいろな子育て関連の活動をされている団体が、しっかり話を聞く中で気づきを拾い上げて、それをつなげていくということをやっております。ますますそれが重要なのかなと思っております。そういったことが会議体で議論が始まったばかりですが、今後具体的にどういう形でいくかといったことを含めて検討を進めていければと思っています。

福田委員長：ほかにいかがでしょうか。今、星野委員からご意見をいただいた148番の項目ですが、私もずっと資料を見てまして、ここが着目したポイントでした。相談というと、何か改めて自分の悩みを語らなければいけないと。大人もそうだと思いますが、相談に行くということは、心理的にとてもハードルが高いです。通常的生活をしている方もそうだと思いますが、もっと苦しい環境にある方というのは、苦しい方ほど相談の窓口は高く遠くなってしまふというところが心理的にあると思います。お子さんもそうだと思いますが、年齢を問わず、相談窓口の開設となったときに、相談といったイメージを払拭して、何でも気軽に話せるとか、お子さんであつたら、遊び場とか、語り場とか、しゃべり場みたいな場所、先ほど藤浪委員がおっしゃっていましたが、遊ぶといった中でぽつぽつと一言一言言葉を紡いでいく中で、そこから拾い出してく。そこでキャッチしていくところの受けとめ側の資質というものがものすごく問われるものだと思います。また別項目にあると思いますが、相談窓口担当者の研修とか、資質向上というものを含めて、市民の方に関わる接点があるところの資質を高めていく

ことが必要になっていくと私個人としてこれまでも考えておりました。オンブズパーソンという制度をもし設定したとしても、形だけ窓口を開いているのでは全然意味がない。もっと実効的に子ども達にアウトリーチしていく、手が届くような積極的な施策というものを、一歩踏み込んで考えてもいいのかなというように思っております。ぜひそのあたりをふまえて見直し、修正案を策定していただければと考えております。

藤浪委員：今委員長がご指摘された点、受け取る側の大人の視点というか、子ども感といったものがとても大事だと思っています。私も「子ども子育て会議」の出席者で、今とてもいい対話ができ始めているので、それに期待しています。また、公民館の方でも子どもの居場所づくりに関わる大人に対する講座ということで、私も登壇者として、今年の12月に子どもの居場所づくりについて、実際に話をする機会をいただきました。さまざまな生涯学習の面からも、子どもの居場所づくりをしたいと思う大人をどう増やしていけるかということがとても大切だということ公民館の方でも思っているため、ぜひ、そういった取り組みも本対策の中に入れていただけたらいいなと思っています。子どもに関わりたい、子どもを支援したいという大人の方が非常に多いなと思っています。ただ、一歩間違えると、大人の自己満足になってしまって、子どもの方が大人の気持ちに合わせて、無理に演じてしまうということが多々見受けられてしまうので、大人の側の子ども感というか、子どもに寄りそうということはどういうことかといったことを学ぶことがとても大切だと思っています。

福田委員長：次第（3）に関しましても、また資料を読みこんでいただいて、引き続き委員の方々からご意見やご要望、修正案等を適宜事務局にお寄せいただければと思います。

次に、次第は（4）その他になっておりますが、ここで事務局からの提案がございますので、説明をお願いいたします。

（4）その他（見直しスケジュールについて）

- ・事務局（籾野センター長）が「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針見直しスケジュール(案)に基づき説明を行い、各委員から承認をいただいた。また、次回の委員会開催日程の提案が行われた。

事務局：それでは、次第の（4）その他についてご説明させていただきます。具体的には「基本方針の見直しのスケジュールについて」ご協議をお願いしたいと思います。恐れ入ります。6月の第1回の推進委員会にてご承認いただきましたスケジュールの案ですが、既にお配りもしておりますが、A4両面刷のスケジュール（案）をご覧ください。前回と基本的に同じものになりますが、上段の囲み部分の見直しの視点について、前回、口頭で追加をお願いいたしました「実態調査」につきまして、赤字で追記させていただいております。

見直しのスケジュールにつきましては、このスケジュールに沿って調査等進めてまいりました。現在の時期としては、素案が作成されている時期で、本日の推進委員会にて素案の内容を議論いただく予定となっていたところでございます。

「素案」につきましては、先ほど、ご説明申し上げました「実態調査の結果」と「意見等の集約状況」から、展開すれば作ることができる状況でございました。しかし、結論から申し上げ

ますと、スケジュールを見直して、見直し時期を、後ろにできないか、ご議論いただけないかというお願いでございます。

理由といたしましては、1点目として、見直し案作成を進めていく中で、各担当部署とも、コロナに対する応急的事業に大きく動かされた時期でございました。今後の予算編成などの体制の見通しが非常に見え辛い状況が想定以上あり、具体的事業の検討の調整が困難であることです。

2点目は、社会情勢全体、また生活実態調査と貧困率の推計結果のいわば捻じれた状況などをみますと、令和4年度以降の状況を見据えることが非常に困難で、現場の状況として、具体的事業の検討が非常に複雑、難解であることです。

3点目として、現時点では感染者が減少しておりますが、終息なのか、第6波への予兆なのかが不明で、コロナ禍による影響は色濃く、しかも長引くことは明らかです。「アフターコロナ」を見据えた計画が望まれると思われまます。その見直しをつけるには、まだ拙速な時期であることでございます。

また、これらのことは、冒頭でも「中間見直しの必要性がある」というご意見をいただきましたが、そのご意見の本質を具体的に整理したものなんだろうと思います。なお、計画策定自体に法的義務などの拘束力はないので、期間や見直しに法的しぼりはございません。具体的な見直しの時期として、ご意見等あると思いますが、まず、重視させていただきたい前提としては、現在の推進委員様の任期中であることが絶対条件であることです。よって、令和4年度中となることは当然であろうと。

また、スケジュールを半年、または9か月繰り下げて、令和4年10月、もしくは令和5年1月に新しい方針を打ち出すとすると、コロナの感染者減少の経過の状況を一定期間観察できる時期であること。国や都、市の予算編成も含めて、令和5年度に向けた具体的な企画、事業などの状況が見えてくる時期となること。方針における具体的事業など、目標にする内容がより具体的に検討しやすくなるだろうこと。子ども包括支援センターなどのことも同様だと思います。以上のような考え方がございます。この点につきまして、推進委員の皆様へ、ご意見、ご議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

福田委員長：事務局から本来の基本方針見直しスケジュール（案）の見直しということでご提案がありました。理由に関しましても3点ありました。コロナの影響によって、さまざまな対応があって、市の行政等が大きく変わっている。今後の全体的な社会情勢が不透明ところもあるということで、しっかりと議論するためには、もう少し時間をかけてしっかりしたものをつくっていききたいということだと思います。令和4年の秋口、秋から冬にかけてというあたりだと思います。このスケジュールを見直すということに関して、委員の皆様からご意見やご要望、ございますでしょうか。あるいはご質問はございますでしょうか。

現行のスケジュールのとおりにした方が良いという意見、積極的なご意見は無いようですので、まずは提案として事務局が検討している事務局案に賛同していただけますでしょうか。異論がないということでございますので、今、センター長からご説明のありましたスケジュールの見直しを具体的に進めていただいて、令和4年度、我々の任期の間にしっかりと仕事を仕上げていくという方向性で進めていただきたい思います。ありがとうございます。

ました。

これで用意しました議事4点は終了いたしました。今後のこの委員会の開催等について、事務局から事務連絡をお願いいたします。

事務局:次回は、令和3年度の第3回推進委員会開催になりますが、今事務局が想定しておりますのは、来年2月の末当たりの開催を考えております。メンバーが多い中で、日程調整で逐一伺っているとなかなか決まらないものですから、差し支えなければ2月の22日、火曜日の10時からで予定させていただければと思います。万が一変更等がございましたらご連絡をさせていただきます。予定として2月22日ということで、よろしくをお願いいたします。

福田委員長:それでは、次回、この年度の第3回目の委員会の日程として、2月22日の火曜日10時からということで、ご予定いただきたいと思います。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

特になければ、本日の委員会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。